

発行所（郵便番号100）
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447
編集責任者 堀内六郎
印刷所 関東図書株式会社
定価200円（年間購読料参千円）
1981年6月25日発行
第13巻 第6号
（毎月1回25日発行）
昭和44年12月23日 第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.13 No. 6

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

ベクト・ウーデヴァル大使を送る

Hearty Thanks for Ambassador Bengt Odevall

名誉所長 西村光夫

Honorary President, prof. Teruo Nishimura

ベクト・ウーデヴァルスウェーデン駐日大使が、5年余の任期を終へ帰国されることになった。大使は前任者ヘクシャー大使のあとを承けて、1975年東京麻布の公邸の主人となられたが、それがつい昨日のことに思われる。それからもう5年以上も経ったのかと思うと、いまさらのように月日の速さを感じさせられるのだが、いよいよ離任されると伺うと、御在任中のさまざまのことが次々に想いだされ、一入惜別の感が深まるのである。あの長身、温顔の大使の風姿は、われわれに與へられた数々の御親情とともに、永くわれわれの心に残るであろう。

大使は非常にお仕事に熱心で、国交上の事務についてはもちろんだが、広く日本の各層の人々に接し、日本の研究と理解に努め、常に高い理想と優しい心をもって、両国の親善増進に励まれたことは、少しでもお会いした人の等しく感銘したところであって、いまや日本を去られることは、われわれにとってまことに残念の極みである。

いま大使御就任以来のことを思い返すと公私両面に亘って申したいことが実に多い。一々は挙げ得ないけれども、第一はスウェーデン社会研究所と日瑞基金のことについてである。大使に御在任中、両機関の発展のために個人的にも、大使館の機能を通して、心からの支援を惜しまれなかった。大使は歴代スウェーデン大使の志を継がれ、研究所への資金援助を増額されただけでなく、大使館の行事や賓客歓迎の際などには殆んど常にわれわれを招いて下さったし、われわれの諸催しに

は多忙の時間を割いて出席して下さい。そのうち特に印象深いのは昨年4月スウェーデンの両陛下御訪日の際と、大使として着任された翌年の1976年5月のツェンベリー来日200年記念行事の折のことである。

両陛下来日に際しては、大使公邸に平田所長とともに招いて下さり、親しく両陛下にご挨拶する機会を与えられた。

また、ツェンベリー記念の際は、われわれも少し許りの御協力ができたのだが、大使と京都と長崎へ同行し、各地で記念碑の傍らに植樹した数日間のことは愉しく懐しい思い出となっている。また、私は国王陛下からポーラースター・コマンドー勲章を賜わる光栄に浴したが、その推薦と伝達の労をとって下さったのも大使であった。

こうした御高配と御厚情の数々を思い返すときりのないことになるが、それらに対し、われわれが果してきた仕事と努力の跡を顧みると、その乏しさに心の痛むのを抑へ難い。しかし、いまはわれわれの両機関が誠意をもって、その使命達成のため一層の努力を傾けることをお誓いするという言葉をもって多年の御恩義にお報いしたい気持ち一杯であると申し上げて御送別の言葉としたい。閣下には何卒御健康に留意せられ、益々御元気に御活躍されるとともに、日瑞両国の親善と文化交流増進のため、われわれの両機関の活動を見守り、変らざる御支援を給わよう祈って止まぬ次第である。

スウェーデンにおける障害者のための 社会サービス

Social Services for the Disabled in Sweden

ベングト・ヘドレン博士

ラルス・スベンニング博士

Dr. Bengt Hedlén and Dr. Lars Svening

1982年に新しい社会サービス法が施行されると、それは社会保障部門全体の長く困難な発展過程の努力が、いよいよ実を結ぶことになる。この発展において重要なことは、精神的・肉体的理由によって他の人々と同様の生活をいとなむことにとって必要な基本的権利を阻害する障壁が設定されることは許されない、ということである。生活条件は特別に配慮された人工的環境のもとに創り出されるべきではなく、むしろ、今日障害者を社交や社会参加から排除している諸条件が可能な限り排除されるべきなのである。

最も明白な障壁は、不便な住宅、外部環境、乏しいコミュニケーション、設備が貧困な仕事場として不十分な社会サービスなどである。

政治的目標

社会サービス法は、ある部分において、意味深長というよりもむしろ明瞭な目標を内包しているといわれている。例えば、社会サービス法が民主主義と連帯責任を根拠として平等と安全のための努力を促進しようと宣言する時、それに異議を唱える者はいないという意見をもつ人々がいる。この人々にとっての主要政治的概念は、明らかに平均性へと傾いている。しかし現実には、人々の生活状況間における経済的、社会的、文化的差異を浮き彫りにしている。それ故、政治的目標は平均性を目指すものとはなりえない。というのは、それらの目標が、社会的・個人的目標を表わし、実態研究を前提とし、活動方針に影響を与え、公共事業に一貫性をもたらすからである。

さて、障害者に関する政治的目標の論点は、現在の社会を彼らにとってより近づきやすい社会に変えるという問題に帰着する。もとより、障害者は社会の一部であるべきであり、他の人々と同様の生活をいとなむべきなのである。そのために

は、社会の努力だけでは不十分であり、親類の援助も必要となる。

地域における社会サービス

交通、公的、私的建築、住宅等を取りまく物質的環境に関する施策をここでは一般サービスと称するが、その一方で、人間に対する援助、社交活動、社会参加などが形成されてきている—これらは社会サービスと称され、老人、障害者等に対する地方自治体の社会サービス政策にはホームヘルプサービス、デイセンター、緊急テレホン、輸送サービス、エスコートサービスなどがある。

ホームヘルプサービスの主要業務は、一般家屋、サービス用建築（地方自治体所有、運営）、およびデイセンターにおいて、家事の補助を必要とする人々を援助することである。

デイセンターは、社会的孤立を打破し人間々の相互扶助を促進するための接点として活動することを目的とする公民館の一つのタイプとみなされるであろう。またデイセンターは、ダイニングルーム、浴場、体育館等の施設によるサービスおよび理容、診療、レクリエーション等のサービスのような集合的サービスにも責任を負っているのである。

緊急テレホンの主な機能は、障害者が必要な時に付近のデイセンターのスタッフの援助を要請することを可能ならしめることにある。緊急テレホンは一般の受話器に取り付けられる。それは、メインテレホンとワイヤレスプッシュボタンの理論の上に成立している。ワイヤレスプッシュボタン—利用者は常に携帯すべきである—によって、スタッフが迅速に利用者の住居に呼び出されることが可能となる。

国内輸送サービスは、公共輸送ネットワークの一つの重要な補足物である。スウェーデンのすべ

ての地方自治体当局は、移転や通常公共輸送機関を利用することを不可能にするような肉体的障害を有する人々を援助することを意図して、輸送サービスを組織したのであった。

エスコートサービスは、一人では輸送サービスを利用することができない人々を援助することを第一の目的とする。つまり、これは、友人訪問、文化的活動、通院などの用向きに他の人の同伴を必要とする人々のためのものである。

以上のような地域における社会サービスは、デイセンター、集会的建造物等を利用して構築される必要があるが、それらのセンターは地域レベルのサービス（レストラン、カフェ、図書館等の施設を利用したサービス、整容、診療、レクリエーション、講義等のサース）を行ない、かつホームヘルパーの地域担当チームに部屋を提供しているのである。さらにこれらのセンターは、センター内のサービス棟もしくは独立サービス棟の居住者に、一日24時間の安全、密着した援助、センタースタッフとの電話連絡をも保証している。

ホームヘルパーとデイセンター

地域における社会サービスの他の明確な成果は、ホームヘルパーグループの存在が地域およびそこに住む人々に親しまれるようになり、同時にヘルパーの援助を受けることやヘルパーと接触することの必要性がよく知られるようになったことである。ヘルパーチームが有する依頼人に関する詳しい知識は、彼らの努力を依頼人のニーズに即応させることが可能であることを意味している。

ホームヘルパーは、物質的環境状況に注意を払い、彼らの所見を当局に報告する。もちろんホームヘルパーは、全ての有用な社会サービス、例えば住宅環境、日常生活適応訓練、輸送サービス等について熟知している。だが、それ以上に、ヘルパーは、情報を常に収集し、それを自らの職務に役立てることができるようであればならない。もとより、個人が自分自身でなすことが不可能な家事に責任を負うというヘルパーの伝統的職務は残存しているが、しかし、そのような過剰保護的労働方法が、地域における社会サービスの発展によって、障害者のための諸活動に投入されている主要な資源を減じさせることも可能となってきた。

デイセンター—地域における社会サービスの土台は、もとより様々な方式のもとに組織されているが、理論的にはそれらの機能は同一である。デイセンターは、そこを訪れる人々同志のまたホームヘルパーとの接触の場であり、かつ子どもたち、

老人、障害者の孤立という結果を生んだ孤立、疎外に向けての発展を打破する方策なのである。

マルメー市におけるパークメランサービスセンターは、少なくとも、人間が孤立に向けての発展をどのように打破することができるかを明らかにする一つの試みの例であるといえよう。

パークメラン—地域における社会サービスの一例

パークメランは200棟以上からなる集会的建造物であるが、重要なことは、居住者および周辺地区居住者双方のための会合所となるサービス・レジャーセンターなどの建造物が他の建造物と共に含まれていることである。センターは、単に老人や障害者のための地域における社会サービス施設としてだけではなく、全地域の全年令層の人々の会合所としての意味も持って設立されている。センターの全棟の約半分は、2部屋にキッチンが付いた住宅となっている。その内60棟はサービス棟となっているが、その大半は一般居住者のためのものであり、約10棟が公共施設の保護を幾年も受ける必要がある重度障害者用である。緊急テレホンが備え付けられかつ科学的に改造されたこのサービス棟は、十分に通常建造物と統合されている。

ホームヘルプサービスは、ここでも重要な役割を果たしている。1981年から、現業部門—ホームヘルパーおよび補助看護婦が現在現業部門を形成している—が縮小されることにより、状況はより以上に改善されるであろう。

とはいえ、センターの現在の活動では障害者の保護に関する大いなる要求に十分応えることができない、ということが明らかになってきている。サービスへの要求は余りに大きく、それはセンターの計画を混乱させる傾向にあるが、そのことはこのタイプのサービス棟が受け入れることが可能な重度障害者の数および割合の上限を示しているといえる。

しかしながら、非常に複雑な障害を有する人々の場合でも、慣習化された一定の生活様式は十分くずされうるということを示すことは可能であろう。

(Dr. Bengt Hedlén and Dr. Lars Svenning; the Disabled in Sweden : Social Service for The Disabled, "Current, Sweden," No. 267, April 1981, より

吉田 道男 要訳)

スウェーデンのオンブズマンの制度と機能 (3)

Swedish Ombudsman (3)

フランク・スティシィ

Frank Stacey

6 スタッフ組織と処理件数

4名のオンブズマンは、23人の弁護士、22人の秘書および補助スタッフを含めてかれらを助ける50人のスタッフを有している。高度な資格を有する23人の弁護士のうち、約40%は普通法裁判所もしくは行政裁判所から、約60%は各省もしくは機関から供給されている。オンブズマンとスタッフは、タイプと数において英国の議会コミッショナーとそのスタッフとはきわだっただ対照をなしている。4名のオンブズマンはすべて法律の有資格者で、スタッフ内には23人の弁護士を含むのに対し、現行の議会コミッショナー、サー・イドウォル・ピューはキャリア公務員であり、法律の訓練は受けていなかった。かれの前任者であるサー・エドモンド・コンプトンおよびサー・アラン・マーも同様のバックグラウンドをもっていた。その上、議会コミッショナーのスタッフには一人の弁護士も含まれず、スタッフのすべては各省からの出向公務員で、一定期間に限り議会コミッショナー事務局で働いていた。第二の大きな対照は、スウェーデンオンブズマンのスタッフよりも、議会コミッショナーのスタッフの方が事件負担量に対して多いということである。議会コミッショナーは、そのために働く57人のスタッフに支えられているが、かれらは、また、医療サーヴィスコミッショナーを兼務しているので、スタッフの一部は医療保健サーヴィス事件にのみ従事している。したがって、このスタッフは合計には含まれていない。

1975年には、スウェーデン・オンブズマンは50人のスタッフを有し、2,293件の調査を終結したのに対して、英国の議会コミッショナーは244件を完結したに過ぎない。この対照については多くのコメントを要する。第一に、5,500万以上ある英国人口に比し、議会コミッショナーが調査した件数(244件)はいかにも少ないことである。スウェーデンオンブズマンは人口約800万人に対して、2,293件の調査をしている。これは、議会コミッショナーの調査範囲が限定され、公衆による

コミッショナーへのアクセスがいかに奪われているかを物語っている。

第二に、議会コミッショナーは、1975年において、スウェーデン・オンブズマンが処理した事件負担の9分1のを調査するために、スウェーデン・オンブズマンより多いスタッフを抱えていることになる。この対照的相違を説明するとすれば、主として、議会コミッショナースタッフは、英国の会計検査院長のスタッフを幾分モデルとしている事実にある。初代の英国議会コミッショナー、サー・エドモンド・コンプトンは、以前に会計検査院長の要職にあったことから仄聞できる。議会コミッショナーのスタッフは、スタッフ自身多くの事件に対して苦情がなされた政府省庁に出向き、関係公務員に面接するが、これまで見たように、スウェーデンのオンブズマンおよびスタッフは、主として書簡による通信によって業務を執行している。面接調査の活用も次第に増加しているが、少数の事件においてのみこの種の面接調査がなされている。ルンドヴィーク氏は、面接をより多く使用したいと言っているが、事件負担に比し小規模のスタッフでは自ずとそこに限界がある。

スタッフの規模に比し苦情件数が多いということは、スウェーデン・オンブズマンにとって大きな問題の一つである。年次報告書によると、ここ数年間、苦情件数は増加傾向にあり、1969年にオンブズマンが受理した苦情件数2,708件は、1967年の受理件数よりも10%も高く、1968年のそれより25%の増加を示す。その増加原因は、主として、昨年、とりわけスウェーデンのコミュニティに広まった社会意識の高揚の波にあるように思えると説明されている。「能動的な社会」においては、社会的にコミットした個人だけでなく、圧力グループは社会過程に影響を与えるためにあらゆる手段を試みる傾向にある。かれらが、また、オンブズマンに苦情の提出を試みるのも意外なことではない。政治青年連盟によって、1969年中に差し出されたオンブズマンへの手紙の数が、これまでの最高であったことから仄聞できる。

1975年までにオンブズマンが処理した年間苦情件数は3,202件に達した。この増加量は、それ自身過重負担の原因になるのみでなく、ルンドヴィーク氏にとってはとりわけ悩みの種である。何故ならば、かれの見解では、スウェーデン・オンブズマンは、行政システムの欠陥を探求し、それらの改善策を勧告する時間的余裕を持つべきである。かくして、かれは、類似した性格の多くの事件が、深刻な欠陥や不正を露呈した税務行政にいくつかの改善策をもたらすことができたと感じている。この事例の如く一連の苦情件数が、行政における欠陥の一つのパターンを現出する傾向にある場合には、オンブズマンは再調査もしくは、自らのイニシアティブによる調査に基づき事件を追跡する時間をもつ必要がある。しかしながら、苦情件数が非常に莫大な場合、そのためにすべての時間を費やし、一般の問題に取り組むことができない。

ルンドヴィーク氏は、苦情を篩い分ける何か良い方法はないものかと思案している。もしあるとすれば、その結果「ばかげた」苦情を調べる必要もなくなり、重要な事件および一般の問題により多くの時間をかけることができる。それにもかかわらず、「ばかげた」苦情も時には重大な権利の濫用を表わすこともある。かれは、この点について一風変わった事例を呈示した。オンブズマンは、かつて精神病院の患者から手紙を受理した。その患者は、ホモの性行為に対して5オーレが支払われているという苦情を申し立てた。5オーレは半ポンドの値である。そのオンブズマンはその苦情を却下する積りでいたが、しかし病院当局に調査してもらうことにした。その結果、同性愛の看護人が、ホモの性行為に対して、患者に5オーレを支払っている事実が明らかになった。それゆえに、一見「ばかげた」苦情のようにみえたが、調査してみると実際に濫用が行われているのを発見する結末になった。

7 法務総裁と苦情処理

本章の冒頭に、ユイステーツイエ・オンブズマンは、1809年設立され、国王の法務総裁と並行して業務をなし、現在も法務総裁は存在していることを明らかにした。法務総裁は、苦情を調査し、4人のオンブズマンと同様に巡回査察を行う。この並行的管轄権が生み出す問題は、次の方法によって解決される。もし苦情申立人が法務総裁とオ

ンブズマンの両者に手紙を書いた場合、両事務局のスタッフは、どちらが先にその苦情を受理したかを電話で確認し、先に苦情を受理したものがその事件を取り上げる。法務総裁は苦情調査の機能の他に別の機能も有している。法務総務は、政府の法律顧問であり、新聞検閲規程を監督する特別の責任者でもある。政府がイニシアティブをとり調査する場合、そういった任務はしばしば法務総裁に委ねられる。しかしそれは、最も深刻な事件はすべて、オンブズマンよりも法務総裁によって調査されるということとは異なる。

たとえば、1971年、オンブズマンは、スウェーデン警察が、ユーゴスラビア大使を保護することができなかったことについての調査を実行した。その大使は、ユーゴスラビア亡命者組織のメンバーによって殺害された。オンブズマンは、報告書において、外国の大使館員を保護する義務を遂行するためには、警察が大使館の外に守衛を置くのみでは不充分であるとし、そのメンバーに侵略の傾向がみられる亡命者組織を監視して、かれらの攻撃を積極的に阻止しなければならないと結論づけた。

8 公衆とオンブズマンの活用

スウェーデンの市民は、中央・地方を問わず、政府サービスのほとんどいかなる部門についても、オンブズマンに苦情を申し立てることができる。しかし、苦情の処理方法に不満がある場合、オンブズマンに対する苦情はどこに申し立てればよいのであろうか。苦情の正しいルートは、憲法に関する国会特別委員会に対してなされる。オンブズマンの行為に不満がある場合、国会が発動できる究極の制裁は、その職務を解任することである。言うまでもなく、このような可能性は稀有なことであるがこれは憲法上の問題である。

特別委員会は、英国の議会コミッショナー特別委員会が議会コミッショナーに関心をもっている程、オンブズマンの業務に絶えず関心を払っているわけではない。国会議員も、オンブズマンへの苦情を選別する何の役割も果していない。大多数のスウェーデン国民は、オンブズマンの機能に政党政治を持ち込むことになると看做しているので、国会議員にこのような役割を付与することはありそうもない。

われわれはスウェーデンにおけるオンブズマンは、政府のほとんどあらゆる領域にわたり極めて

広範な管轄権を有していることを見た。かれらは、いかなる関連文書へのアクセスも拒否されることなく、必要があれば何時でも巡回査察を実行することができる。また、調査に必要な、いかなる専門家のサービスをも求めることができる。法律によって、すべての政府機関は、オンブズマンと協力することが要件となっている。したがって、オンブズマンが任意の事件に対して、評価官もしくは調査官などのスペシャリストを必要とする場合、最高の資格を有する者が関連省庁より出向する。たとえば、循環器系の医療事件では、オンブズマンをアドバイスする心臓の専門家、もしくは熟練エンジニアを必要とするなら、これらの顧問が提供される。

したがって、オンブズマンは高い地位を有するので、苦情に対する救済措置を確保するのにするのにすこぶる効果的である。しかし、オンブズマンは、どの程度活用され、知られているのであろうか。毎年の苦情調査件数は、かれらが活用される程度を幾分示している。しかしながら全体の数字は、全人口のうちで、教育程度が高く、裕福な階級に有利に作用するシステムのバイアスを偽装しているかもしれない。W・B・グウィン教授は、ある論文において、「苦情申立人のイニシアティブでのみオンブズマンにアクセスされるという利点は、貧困で無知な階級に比し、豊かで教育程度の高い階級によって不均衡的に享受される」と主張している。

庶民院議員を介して議会コミッショナーに苦情を申し立てる手続は複雑であるので、英国の議会コミッショナーに関するかぎり、このような見方は正確であろう。1969年にK・A・フリードマン教授による未発表の調査によると、英国において、議会コミッショナーに苦情を調査してもらう方法を知っている者は、インタビューした者のうち8%以下に過ぎなかった。また、社会的・経済的地位が平均以上の人の方が、平均以下の人より

議会コミッショナーについての認識が高い。筆者がインタビューしたルンドヴィーク氏および副オンブズマンは、スウェーデンのオンブズマンについては類似の現象を見出し難いと強調した。退職後、外国で生活しているスウェーデンの教授達が税評価についてオンブズマンに苦情を書くことはよくあるが、これは極めて少数である。オンブズマンへの手紙の大多数は、裕福ではない人により書かれている。オンブズマンは、「1971年、年次報告書で受理した手紙の多くは手書きであり、法律家の援助でまとめられたものはほとんどない」と述べた。

苦情受理件数のうち、受刑者からのものが高い比率を占め、1975年には216件が刑務所行政に関するものであった。1971年にはこの種の苦情は350件を下らなかった。ほとんどの受刑者は社会的・経済的に高い地位にはいない。オンブズマンの年次報告書は、「1917年の刑務所側の取り扱いに関する受刑者の苦情件数はまた非常に多い。刑務所に関する多くの苦情は、現在、規模の大きい刑務所の受刑者達が代表者に選んだ委員会から出されており、この委員会からの苦情のほとんどは、受刑者すべての基本的利益に係わる問題である」と指摘している。

ルンドヴィーク氏が刑務所を訪れ、独房に入り、自分は“ユィステイーツイエ・オンブズマン”だと言った場合、受刑者からは何の反応も見られないのが通常であるが、しかし、“自分はJ・Oだ”と言えば、受刑者は直ちに立ち上がり、苦情を唱え始めると指摘した。“J・O”という文字は、スウェーデン中に知られており、オンブズマンに苦情を申し立てたい者は、ただ単に封筒を「J・O、ストックホルム」宛にすれば苦情は正しい場所に配達される。(完)

(前号に引きつづき東海大学出版会のご厚意により同会出版の「オンブズマンの制度と機能」より転載)

《研究会ニュース》

第5回福祉研究会

—スウェーデンの児童福祉・家庭福祉

4月25日、当研究所において、会員藤田千枝氏を講師に迎えて、第5回福祉研究会が開かれた。一連の児童福祉制度については、参加者各自に配られたスウェーデン大使館からの資料“Child

Care Programs in Sweden” にゆずり、講師の経験と研究の結果から、最近の児童家族政策の特徴的なものが次のように紹介された。

- 1) 父親と母親の連帯親権
- 2) 児童オンブズマンの活動と権限
- 3) 戦争おもちゃの販売停止の実体
- 4) 体罰禁止第19条
- 5) 両親教育
- 6) 両親保険の最も新しい改正
- 7) 子供のために親の6時間労働制
- 8) 育児期間中、親に年金権を与える提案、

そのあと、スウェーデンの雑誌『われら親たち』の1980年7～8月号所載の「親にはこんな権利がある」という33ヶ条の項目が披露された。あまりに整然としているので、これは名目だけではないのか実際に権利が行使されているのかという質問が出たことは、むしろ如何にもスウェーデンらしいといえる。そのほかにも活発な質疑応答があった。

次回は5月23日、当研究所理事の庭田範秋慶応義塾大学教授が福祉研究会の総まとめをされる筈である。

(小野寺 記)

第 6 回 福 祉 研 究 会

—社会福祉の本質と在り方

5月23日、当研究所において、当研究所理事庭田範秋慶応義塾大学教授により第6回の福祉研究会が開催された。

今回の研究会は、昨年11月より連続して開催された福祉研究会のむすびとして行われたもので、演題は「社会福祉の本質と在り方」で、社会福祉は平凡且つ一般的観点から考えるべきものであることを強調された。

〈研究会の予告〉

次回は6月20日、当研究所理事内藤英憲日本大学教授の「スウェーデン生協の近状」と題する講話が行われ、つづいて、6月27日には、本年の中心的研究テーマであり且つ今秋出版予定のテーマである「スウェーデンの社会政策」を中心とする研究会の第1回として菱木昭八朗専修大学教授の「スウェーデンの男女雇用平等法」に関する講話が行われる。

スウェーデンに関する最近の著書論文

Recent Papers on Sweden

中嶋 博 (当研究所常務理事、早稲田大学教授)

「福祉国家スウェーデンにおける総合制高校の現状と問題点」『月刊高校教育』学事出版 1979. 1
「スウェーデンの国民的合意に基づく教育改革」『教育改革と民主主義』所収、
日本社会党 1979. 1

「スウェーデンの福祉教育」1. 2
“学校と地域社会” 日本青年奉仕協会、1979. 1～3
「福祉社会スウェーデンの挑戦—ラーニング・ソサエティに向けての教育制度を考える—」
“月刊ロアジール” 余暇開発センター 1979. 5

- 「世界の教師—スウェーデン—」
“教職研修” 教育開発研究所 1979. 6
- 「スウェーデンの“開かれた”学校」(上)(下)
“総合教育技術” 小学館 1979. 6~7
- 「福祉社会スウェーデンにおける高令者教育」
“国立社研通信” 第40号 国立社会教育研修所
1979. 7
- 「スウェーデンの子どもの福祉と教育」
“教育新世界” 第8号 世界教育日本協会
1979. 9
- 「北欧における社会党の最近の動向」
“現代社会主義研究” No.3
社会主義理論センター 1979. 9
- 「スウェーデンの教育改革—学習社会の成立—
『福祉社会スウェーデンの新しい動向』所収
成文堂 1979. 10
- 「スウェーデンの教育—福祉社会の前進を求
めて— 『現代海外教育シリーズ1』所収
ぎょうせい 1979. 11
- 「スウェーデンの教育における個別化と共同学
習の推進」『現代海外教育シリーズ2』所収、
ぎょうせい 1979. 11
- 「社会に開かれた教師の養成」
—80年代に対処するスウェーデンの改革—
“内外教育” 第3112号 時事通信社 1980. 1
- 「スウェーデンの歴史教育」“月刊歴史教育”
東京法令出版 Vol. 2, No.2, 1980. 2
- 「スウェーデンにおける青少年行政の概要」
『主要諸外国における青少年行政の比較研究
調査』 総理府青少年対策本部 1980. 3
- 「スウェーデンにおける大学入学者選抜制度の
課題と展望」 日本比較教育学会紀要 第6号
1980. 3
- 「北欧におけるリカレント教育」
“海外教育情報” 8 神奈川県立教育センター
1980. 3
- 「スウェーデンの原子力発電に関する国民投票」
(訳) “現代社会主義研究” No.11
社会主義理論センター 1980. 5
- 「スウェーデン学校教育の特色」“教育資料”
生命保険文化センター 1980. 5
- 「スウェーデンの教師教育」 国立教育研究所編
『教師教育の現状と改革—諸外国と日本—』
第一法規 1980. 7
- 「スウェーデンの就学前学校の運営に関する法
律、ほか」(訳)
『増補改訂世界教育事典』所収
ぎょうせい 1980. 10
- 「スウェーデンの歴史教科書」
“月刊歴史教育” Vol. 2 No.12. 1980. 12
- 「スウェーデンの新しい学習指導要領」
“内外教育” 第3208号 時事通信社 1980. 12
- 「スウェーデンにおける学校教育と勤労体験学
習」 熱海則夫ほか編 『勤労体験学習』所収
ぎょうせい 1981. 2
- 「スウェーデンにおける道徳教育」
『道徳教育の基本的動向と課題』所収
国立教育研究所 1981. 3
- 「スウェーデンの環境教育」
『環境教育の研究』所収
日本環境協会 1981. 3
- 「スウェーデンの社会に直結した職業・労働教
育」 『現代海外教育シリーズ3』
ぎょうせい 1981. 3
- 「スウェーデンの差別を廃する学習の「個別
化」」『現代海外教育シリーズ4』
ぎょうせい 1981. 3
- 「スウェーデン教育の新動向」
中嶋 博・仙崎 武編
『世界の学校教育』福村出版 1981. 5
- 「Scandinavian Influence on Japanese
Education」
“日本比較教育学会紀要” 第7号 1981. 5

目次

バンクト・ウーデヴァル大使を送る……	
……………西村 光夫…	1
スウェーデンにおける障害者のための社会サ ービス……………(要訳、吉田道男)…	2
スウェーデンのオンブズマンの制度と機能(3)……	4
研究会ニュース……………	7
スウェーデンに関する最近の著書論文…	
(中嶋 博)……………	7